明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五三）　一
〔告　示〕
○避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（経済産業一四五）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する国立大学法人北海道大学、特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一六
会社その他
会社決算公告　一八
二〇

省令

○経済産業省令第五十三号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第一号及び第二号、第十二条第三項、第十五条第四項及び第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七条第一項」を「第七条第一号」に改め、同項第七号中「第二十七条の四」を「第二十七条の四第一項」に改め、同条第三項中「第一項第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十八号及び第二十三号の二から第二十七号まで」を「第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第五条第三項中「第九号、第十六号の二、第二十号」を「第六号から第九号まで、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二、第十七号、第二十号、第二十五号」に改める。

第二十七条の四の見出し中「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2　最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。

二　窓が設けられていないこと。

三　火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。

四　当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。

別表第二第十二項を次のように改める。

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準	
イ　第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目	イ　第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁	ロ　火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根	ハ　火薬庫の屋根の材質を、目視により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備	ニ　火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。
二　第二十七条の四第二項の基準	
イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目	イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

○経済産業省令第五十四号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七条第一項」を「第七条第一号」に改め、同項第七号中「第二十七条の四」を「第二十七条の四第一項」に改め、同条第三項中「第一項第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十八号及び第二十三号の二から第二十七号まで」を「第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第五条第三項中「第九号、第十六号の二、第二十号」を「第六号から第九号まで、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二、第十七号、第二十号、第二十五号」に改める。

第二十七条の四の見出し中「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2　最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。

二　窓が設けられていないこと。

三　火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。

四　当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。

別表第二第十二項を次のように改める。

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準	
イ　第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目	イ　第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁	ロ　火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根	ハ　火薬庫の屋根の材質を、目視により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備	ニ　火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。
二　第二十七条の四第二項の基準	
イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目	イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方法により検査を行う。